

高槻市民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、省エネルギー設備及び再生可能エネルギー利用設備の普及促進を図り、もって地球温暖化の防止に寄与するため、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、予算の範囲内で行う高槻市民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネルギー設備等導入 既存の設備に次に掲げる設備を導入することをいう。ただし、エについては、新設の設備導入も対象とする。

ア 高効率ボイラー、排熱回収装置その他の生産設備及びその付帯設備であって、省エネルギー効果の高いもの。

イ 高効率空調設備、LED照明その他の建築設備であって、省エネルギー効果の高いもの。

ウ 高反射率塗装、窓用日射遮蔽フィルムその他の建築物外皮による空調負荷低減等技術であって、省エネルギー効果の高いもの。

エ 太陽光発電等の自然エネルギー設備であって、設置された事業所又は事務所の省エネルギー化を主目的とするもの。

(2) 中小事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する会社及び個人。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たし、本市において事業所又は事務所を有する中小事業者とする。

- (1) 高槻市税について滞納のないこと。
- (2) 法人税及び消費税について滞納のないこと。
- (3) あらかじめ第7条第2項に定める事業計画の採択を受けた者。

(4) 過去に、高槻市民間事業者省エネルギー設備導入事業費補助金要綱及びこの要綱に基づく補助金を受けていないこと。

(5) 法人及びその役員（事業を営む者が個人である場合はその者）が、高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、又は同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、補助対象者が省エネルギー設備等導入を行う事業で、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 補助金の交付決定日以降に工事に係る契約を締結し、その後、着工すること。また、工事完了後に完了報告をすること。

(2) 市内において自ら使用する事業所又は事務所等への設備導入であること。

(3) 申請する対象設備等について、国及び他自治体から補助金の交付を受ける予定がないまたは交付を受けていないこと。

(4) 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が、50万円以上の事業であること。

(5) 当該事業による二酸化炭素排出量の削減効果が、投資額100万円あたり年間1.0t-CO₂以上であること。ただし、二酸化炭素排出量の算定に使用する二酸化炭素排出係数は、市長が別に定める。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表に定めるところとする。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を除く。

2 補助事業に係る寄付金その他の収入がある場合は、対象経費から相当額を減額するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、100万円を補助金交付額の上限とし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

2 市長は予算の残額が前項に規定する補助金の額に満たない場合、予算の残額を補助金の額とすることができる。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を希望する者は、別に定める期間内に、高槻市民間事業者省エネルギー設備等導入事業費計画書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業計画書が提出されたときは、その内容を審査し、採択の結果を提出者に通知するものとする。審査の基準等については、市長が別に定める。

3 前項において採択の通知を受け、補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期限までに、高槻市民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

4 申請者は、前項の規定による申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して、申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- (1) 法令、条例及び規則に違反していないこと。
- (2) 予算の範囲内であること。
- (3) 補助事業の目的及び内容が適正であること。
- (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

4 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、高槻市民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)又は高槻市民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、補助金の交付の可否についてその決定を申請者に対して通知する。

(補助金交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)に対し報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すること。
- (5) 法令等及びこの要綱を遵守すること。
- (6) 第7条第4項ただし書の規定により交付の申請がなされた場合において、補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、当該消費税仕入控除税額等を市長に報告すること。

2 市長は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部を市に返還すべき旨の条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前2項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第10条 第8条に基づく補助金の交付決定を受けた申請者(以下、「補助事業者」という。)は、第7条の申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から起算して15日以内に高槻市民間事業者省

エネルギー設備等導入事業費補助金交付申請取下書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者が、補助事業に要する経費の配分又は内容を変更する場合は、あらかじめ、高槻市民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金変更交付申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該計画変更により、既に決定されている交付額を増額することはできない。

- 2 補助事業者が、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、高槻市民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 市長は、第1項又は第2項の規定により承認をしたときは、当該補助事業者に係る補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、市長は、補助事業の変更等に伴う高槻市民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金交付決定取消・変更通知書(様式第8号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の適正な遂行)

第12条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第13条 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

- 2 補助事業者は、市長の請求に基づき、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

(事業遂行等の指示)

第14条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当

該補助事業を遂行するよう必要な指示することができる。

- 2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。

- 3 市長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を指示する場合においては、当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに補助事業者がとらないときは、第20条第1項第4号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を当該補助事業者に告知するものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(第11条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業の完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その通知日)から起算して30日を経過した日又は第8条第1項の規定に基づく交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれかの早い日まで、高槻市民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。なお、事業の完了した日は省エネルギー設備等導入に係る代金の支払いを完了した日をいう。

- 2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して申請しなければならない。ただし、報告時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が第8条第1項の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高槻市民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金確定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の額の確定は、前条の規定による実績報告に基づき算出された額と、第8条第1項の規定による補助金の交付決定額(第11条第3項の規定により変更した場合は、当該変更後の額とする。)とのいずれか低い額をもって行う。

(是正のための措置)

第17条 市長は、第15条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成

果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に対して指示することができる。

- 2 前2条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。ただし、第15条第1項に規定する高槻市民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金実績報告書（様式第9号）の提出期限は市長が別に定める日とする。

（補助金の支払い）

第18条 補助金は、第16条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第16条第1項による確定通知を受けた日から14日以内に高槻市民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第19条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間内（以下、「法定耐用年数」という。）において、当該事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、法定耐用年数の期間中に前項に規定する取得財産を処分しようとするときは、財産処分届出書（様式第12号）を市長に対して提出しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第9条の規定に基づく条件に違反したとき。
- (4) 第14条又は第17条第1項の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。
- (5) 正当な理由がなく第15条の規定による実績報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 第19条第2項の規定に違反したとき。
- (7) 補助事業者の責めに帰すべき事情により、当該補助事業の適正な履行が行われないと認めら

れるとき。

- (8) 法人及びその役員（事業を営む者が個人である場合はその者）が、高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、又は同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者のいずれかに該当すること若しくは該当していたことが判明したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、高槻市民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金交付取消通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第21条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

（加算金及び延滞金）

第22条 補助事業者は、第20条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。

- 3 補助事業者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

- 4 市長は、補助事業者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合

において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還)

第23条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消費税仕入控除税額等を市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による報告をしたときは、市長が定める期日までに、当該消費税仕入控除税額等に相当する補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 前条第4項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(関係書類の整備)

第24条 補助事業者は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及びその他証拠書類を整備し、事業年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補助事業の表示)

第25条 補助事業者は、補助事業により整備された省エネルギー設備等に、本補助事業を利用したものである旨を明示しなければならない。

(協力)

第26条 補助事業者は、省エネルギー設備等導入の事例紹介をはじめとする地球温暖化防止やその他の環境に係る市の取組に協力しなければならない。

別表

1 費 目	2 細 目	3 内 容
設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 工事監理に要する費用
本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費 一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）</p> <p>次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の

<p>機械器具費</p>		<p>範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事中用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
<p>測量及び試験費</p>		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量費、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、事業実施者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p>